覚　書

私は、次に記載する行為場所に「地区計画の区域内における行為の届出書」のとおり施工を行います。

　また、工事完成後に、次の１から４までに関する行為を再度行う場合は、今回と同様に都市計画法第５８条の２第１項の規定に基づく届け出を行うことを約束いたします。

 行為の場所　南アルプス市

 行為の種類　１　土地の区画形質の変更

 　　　　　　２　建築物の建築又は工作物の建設

 　　　　　　３　建築物等の用途の変更

 　　　　　　４　建築物等の形態又は意匠の変更

南アルプス市長　金丸　一元様

　　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

　※新たにフェンスやカーポート等の設置又は外壁の塗替えや屋根のふき替え等を行う場合は、改めて届け出が必要となります。